

「i-フィルター for マルチデバイス」
利用規約

令和6年11月20日現在
株式会社カブ&ピース

「i-フィルター for マルチデバイス」 利用規約

第一章 総則.....	3
第 1 条 (フィルタリングオプション)	3
第 2 条 (定義)	3
第 3 条 (本規約の変更)	3
第二章 本サービスの提供.....	3
第 4 条 (本サービスの提供方法)	3
第三章 契約.....	4
第 5 条 (契約の単位)	4
第 6 条 (契約申込みの方法)	4
第 7 条 (契約申込みの承諾)	4
第 8 条 (本サービスの利用開始日)	4
第 9 条 (契約内容の変更)	4
第 10 条 (権利譲渡の禁止)	4
第 11 条 (本契約者の地位の承継)	5
第 12 条 (本契約者の氏名等の変更の届出)	5
第四章 料金.....	5
第 13 条 (料金)	5
第 14 条 (利用料金の支払義務)	5
第 15 条 (割増金)	6
第 16 条 (延滞利息)	6
第 17 条 (端数処理)	6
第 18 条 (料金等の支払)	6
第五章 本サービス提供の終了等.....	6
第 19 条 (本サービス提供の終了)	6
第 20 条 (本契約者が行う契約解除)	7
第 21 条 (弊社が行う契約解除)	7
第六章 個人情報の取扱い.....	7
第 22 条 (個人情報の取扱い)	7
第七章 損害賠償	8
第 23 条 (損害賠償)	8
第八章 雑則.....	8
第 24 条 (法令に定める事項)	8
第 25 条 (準拠法)	8
第 26 条 (紛争の解決)	8

総則

第 1 条 (フィルタリングオプション)

株式会社カブ&ピース (以下「弊社」といいます。) と弊社の契約事業者である株式会社アイテム (以下「アイテム」といいます) は「i-フィルター for マルチデバイス」規約 (以下「本規約」といいます。) を定め、デジタルアーツ株式会社 (以下「デジタルアーツ」といいます。) が提供する「i-フィルター for マルチデバイス」をフィルタリングオプション (以下「本サービス」といいます。) として提供します。

第 2 条 (定義)

本規約における用語を以下の通り定義します。

- (1) 「本契約」とは、弊社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (2) 「本契約者」とは、弊社と本契約を締結している者をいいます。
- (3) 「利用者」とは、本契約者が登録する本サービスの提供を受ける者をいいます。
- (4) 「本製品」とは、弊社が販売権及び公衆送信権 (送信可能化権を含む。以下同じ。) を有する本サービス (付属するフォント、テンプレート、素材、データ、文書、画像、音等のコンテンツを含む。) の利用権をいいます。本製品は、一定期間に限り利用権が付与される「期間課金型ソフトウェア」を前提とします。
- (5) 「シリアルコード」とは、本製品を入手または利用するために必要な ID 及び/またはパスワード等のデータをいいます。
- (6) 「本サービス取扱所」とは、本サービスに関する業務を行う弊社の事務所をいいます。

第 3 条 (本規約の変更)

弊社は、本規約を本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第一章 本サービスの提供

第 4 条 (本サービスの提供方法)

1. 弊社は所定の方法により利用者に対し、本製品のダウンロード用 URL とともに、シリアルコードを交付します。
2. 本製品の使用権は、前項に従って利用者には本製品のダウンロード用 URL およびシリアルコードが交付された時点で利用者に移転するものとします。
3. 利用者は本製品のダウンロードまたはインストールする前にデジタルアーツに対して、本製品の使用許諾条件書に同意するものとします。

第二章 契約

第 5 条（契約の単位）

弊社は、KABU&モバイルの利用契約 1 つにつき、一の本契約を締結するものとします。

第 6 条（契約申込みの方法）

本サービスの申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を弊社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただくものとします。

第 7 条（契約申込みの承諾）

1. 弊社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、弊社は、弊社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
2. 弊社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (ア) 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
 - (イ) 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (ウ) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - (エ) その他弊社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 8 条（本サービスの利用開始日）

弊社は、前条に基づき弊社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第 9 条（契約内容の変更）

1. 本契約者は、第 6 条（契約申込みの方法）による申込書記入内容の変更を請求することができます。
2. 前項の請求の方法及びその承諾については、第 7 条（契約申込みの承諾）に準じて取り扱います。

第 10 条（権利譲渡の禁止）

本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

第 11 条（本契約者の地位の承継）

1. 相続により本契約者の地位の承継があったときは、相続人は、弊社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただくものとします。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 弊社は、前項による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
4. 前 3 項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第 1 項の届出がないときは、弊社は、その本サービスに係る地位の承継の届出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第 12 条（本契約者の氏名等の変更の届出）

1. 本契約者および利用者は、氏名、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
2. 前項による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、弊社に届出を受けている氏名、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、弊社からの通知を行ったものとみなします。
3. 第 1 項による届出があったときは、弊社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第三章 料金

第 13 条（料金）

弊社が提供する本サービスの料金は、「KABU&モバイル 利用規約」料金表に定めるところによります。

第 14 条（利用料金の支払義務）

1. 本契約者は、第 13 条（料金）に定める月額利用料金（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。なお、利用料等は、利用開始日の属する月の翌々月後から発生するものとします。
2. 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、本契約が終了した日の属する月が利用開始日の属する月の翌々月以内の場合、本契約者は、1 ヶ月分の利用料等の支払を要します。

3. 弊社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第 15 条（割増金）

本契約者は、料金の支払を不法または不当に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第 16 条（延滞利息）

本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第 17 条（端数処理）

弊社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 18 条（料金等の支払）

1. 本契約者は、料金について、弊社が定める期日までに、弊社が指定する本サービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
2. 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
3. 第 14 条（利用料金の支払義務）により第 13 条（料金）に定める料金の支払を要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第四章 本サービス提供の終了等

第 19 条（本サービス提供の終了）

1. 弊社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
2. 前項の規定により、弊社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、弊社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。ただ

し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 20 条（本契約者が行う契約解除）

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除の 1 ヶ月前までに本サービス取扱所に弊社所定の方法により通知していただきます。

第 21 条（弊社が行う契約解除）

弊社は、本契約者が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 本契約者が弊社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 弊社の名誉もしくは信用を毀損したとき。
- (4) 弊社に損害を与えたとき。
- (5) 第 19 条（本サービス提供の終了）第 1 項に定めるとき。
- (6) 支払停止状態に陥ったとき、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (7) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (8) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき。
- (9) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をしたとき。
- (10) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
- (11) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第五章 個人情報取扱い

第 22 条（個人情報取扱い）

1. 本契約者および利用者は、弊社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者および利用者の個人情報を知る場合があることについて、同意していただき

ます。

2. 弊社およびアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、弊社およびアイテムが別に定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。

[株式会社カブ&ピース プライバシーポリシー](#)

[株式会社アイテム プライバシーポリシー](#)

第六章 損害賠償

第 23 条（損害賠償）

本サービスの提供にあたり、弊社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、弊社は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

第七章 雑則

第 24 条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 25 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 26 条（紛争の解決）

1. 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
2. 本契約者及び利用者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、弊社およびアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

附則：本規約は2024年11月20日から実施します。